

令和 8 年度佐倉市地域子育て支援拠点事業公募要領

令和 7 年 1 0 月

目次

1. 募集の趣旨	- 3 -
2. 募集の概要	- 3 -
2-1 事業名	- 3 -
2-2 募集地域・募集施設数	- 3 -
2-3 業務内容・運営条件	- 4 -
3. 応募資格	- 5 -
4. 応募手続きについて	- 5 -
4-1 応募方法	- 5 -
4-2 応募書類の配布期間・配布方法	- 6 -
4-3 応募書類の提出期間・提出方法	- 6 -
4-4 その他	- 6 -
5. 選定方法について	- 6 -
5-1 審査方法	- 6 -
5-2 審査項目(評価内容・配点)	- 7 -
5-3 審査結果の通知及び公表	- 7 -
6. 補助制度について	- 7 -
事業開始後の運営費用について	- 7 -
7. スケジュール	- 8 -

1. 募集の趣旨

これまで、佐倉市では、地域の子育て支援機能の充実を図ることを目的とした地域子育て支援拠点事業（以下「当事業」という。）を国の実施要綱を基に推進してきたところです。

今般、地域のニーズに合わせた提供体制を整備し、子育て中の親子がより気軽に利用できるよう、佐倉市独自の実施要綱をもって事業を実施することとします。

令和7年度以降、当事業の運営は、1地区管理（市内全域）から、「佐倉東エリア」（佐倉・根郷・和田・弥富地区）と「佐倉西エリア」（志津・臼井・千代田地区）の2地区管理へと見直しを行いました。

令和8年度は、佐倉東エリアにおいて3施設の不足が生じたため、佐倉市地域子育て支援拠点事業公募要領（以下「本要領」という。）により、公募に必要な事項を定め、その運営に最も適した事業者を募集します。

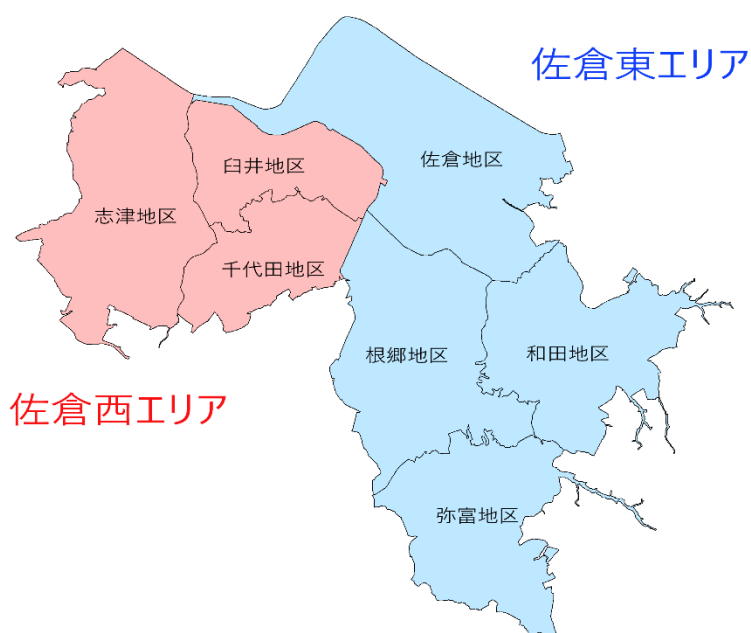
2. 募集の概要

2-1 事業名

佐倉市地域子育て支援拠点事業

2-2 募集地域・募集施設数

・佐倉東エリア（佐倉・根郷・和田・弥富地区）・・・ 3 施設



2-3 業務内容・運営条件

佐倉市地域子育て支援拠点事業実施要綱(令和6年10月1日佐こ保第604号。以下「実施要綱」という。)の規定により、以下の内容を実施すること。

➤ 業務内容

事業期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
開所日数	原則週5日以上かつ1日5時間以上
配置職員	子育て親子の支援に関して意欲のある者であって、子育ての知識と経験を有する者を2名以上配置する。
業務内容	(ア) 未就学児及びその保護者(以下「子育て親子」という。)並びに子育て支援を行う者等の交流の場の提供及び交流の促進 (イ) 子育てに関する相談及び援助の実施 (ウ) 地域の子育て関連情報の提供 (エ) 月1回以上の子育て及び子育て支援に関する講習等の実施
拠点施設の基準	(ア) 公共施設、空き店舗、公民館、保育所等の児童福祉施設、幼稚園等の教育施設、医療施設その他の子育て親子が集う場として適した場所であること。 (イ) 複数の場所で実施するものではなく、拠点となる場所を定めて実施できること。 (ウ) 概ね10組の子育て親子が同時に利用することができる広さが確保されていること。 (エ) 授乳コーナー、流し台、ベビーベッド、遊具その他乳幼児を連れて施設を利用しやすい設備を有すること。
その他市で必須とする条件 (託児事業)	拠点施設の開設場所を活用した児童福祉法(昭和22年法律第164号。)第6条の3第7項に定める一時預かり事業に準じた事業(託児事業)を、<u>週2日以上かつ1日5時間以上実施</u>すること。また、実施にあたっては以下の要件を満たすこと。 ・2人以上託児可能な広さ(6.6㎡以上)の確保 ・利用料を無料とすること ・3歳未満児を対象とすること ・1人につき1日2時間は利用可とすること ※ただし、当該事業の補助金における、託児に係る〈加算要件〉を満たすには、次の点に留意すること。 ①<u>週5日以上かつ1日5時間以上、拠点施設を開設</u> ②<u>拠点事業担当2名の他に保育士1名(託児担当)を配置</u>

3. 応募資格

本事業に応募する事業者は、以下の条件をすべて満たしていること。

- (1) 佐倉市地域子育て支援拠点事業補助金交付要綱(令和7年9月1日決裁佐こ保第680号。以下「交付要綱」という。)第2条に規定する補助対象施設を運営する法人又は団体であること。
- (2) 実施要綱及び本要領に規定された業務内容を実施し、運営条件をすべて満たしていること。
- (3) 実施要綱及び交付要綱並びに本要領に記載された内容を充分理解し、全てに同意していること。
- (4) 研修やセミナー等への積極的な参加に努め、地域の子育て支援活動を充実させていくために、知識、資質等の向上に意欲のある法人又は団体であること。
- (5) 公序良俗に反する事業を行わない団体であり、政治又は宗教活動を目的としない法人又は団体であること。
- (6) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77条)第2条第2号に規定する、暴力団又は暴力団と密接な関係を有する法人又は団体でないこと。
- (7) 事業の実施にあたり、市役所その他関係行政機関、児童福祉関連施設と連携し、事業が円滑に、かつ、効果的に行われるよう努める意思があること。

4. 応募手続きについて

4-1 応募方法

応募を希望する者は、以下の書類を提出すること。

番号	提出書類	様式
①	公募参加申込書兼誓約書	有
②	事業等の概要書	有
③	法人の定款又は寄付行為	無
④	実施予定場所の位置図、平面図	無
⑤	子育てに関する講座や園庭開放の実施状況、利用者数がわかる資料(既に地域子育て支援拠点事業と同等の活動を実施している場合)	無

4-2 応募書類の配布期間・配布方法

「配布期間」 令和7年10月15日(水)～

「配布方法」 佐倉市ホームページよりダウンロード(下記 URL より取得)

<https://www.city.sakura.lg.jp/soshiki/kodomoseisakuka/oshirase/19804.html>

4-3 応募書類の提出期間・提出方法

「応募期間」 令和7年10月15日(水)～令和7年11月14日(金)

「提出方法」 電子メールによるデータ提出とする。提出後、市から受領確認メールが2日以内になれば、必ず市へ提出確認の電話連絡をすること。

4-4 その他

- ・ 募集期間を経過した場合の応募書類の差し替えは、原則として認めません。また、必要に応じて追加資料の提出を依頼する場合があります。
- ・ 申請書類の著作権は申請者に帰属します。ただし、本市は事業者選定の公表にあたり必要な場合には、申請書類の内容を無償で利用できるものとします。
- ・ 佐倉市情報公開条例に基づき、第三者に公開する場合があります。
- ・ 応募に要する一切の費用は、応募者の負担とします。
- ・ 次の場合、応募は無効とします。
 - ※ 応募書類が、本要領の要件等を満たさないと市が判断した場合
 - ※ 応募書類に虚偽の記載があった場合
(選定後に判明した場合は失格とします)
 - ※ 審査の公平性に影響を与える行為を確認した場合
 - ※ その他、関係法令または本要領に反すると認められる場合
- ・ 事業者選定後に、本要領の要件に適合しない変更等が生じた場合は決定を取り消す場合があります。

5. 選定方法について

5-1 審査方法

運営事業者の選定は、次項の審査項目により、評点の高い順に決定する。応募者がいない場合やすべての応募者が運営事業者として適当でないと判断した場合は、選定を行わない。

審査は、事業者の運営理念の他、事業の運営方法、具体的な子育て支援事業の実施状況等について、応募書類及び審査員との面接を通じて総合的に行う。面

接の詳細は、応募された事業者に別途通知する。

5-2 審査項目(評価内容・配点)

評価内容		配点
施設及び周辺環境	実施場所や事業面積、駐車場の設置等、子育て親子が利用しやすいものであるか。	90 点
運営実績や子育て支援活動の実施状況	子育て支援に関する活動の実績、安定して事業を提供できる能力があるか。	60 点
面接 (面接官:3名)	事業の趣旨を理解した運営理念・事業内容であり、事業への積極的な取り組み(事業の質の向上に向けた研修等への取り組み、子育て支援活動への意欲、地域との連携等)があるか。	150 点

5-3 審査結果の通知及び公表

審査結果は、すべての事業者にも文書で通知する。また、選考結果を佐倉市のホームページにて公表する。なお、不採択の事業者について、事業者からの請求があった場合は、不採択理由を明記した書面を交付する。

6. 補助制度について

- ・事業開始後の運営費用について

運営に関する補助金

交付要綱に基づく補助を行う。ただし、以下は、国交付金（子ども・子育て支援交付金）に基づく補助基準額であり、実際の交付額を保証するものではないことに留意すること。

補助基準額
運営費（1か所当たり年額） （1）基本分 実施要綱に基づき実施する基本事業に係る利用組数について、実際に事業所を開設した日数にかかわらず、事業所を開設した日数を年間240日

で計算した場合における、1日当たりの平均利用組数により以下のとおりとする。

① 1日平均1組未満

職員配置は常勤・非常勤を問わず 1, 297, 000円

② 1日平均2組未満

職員配置は常勤・非常勤を問わず 2, 395, 000円

③ 1日平均2組以上5組未満

職員配置は常勤・非常勤を問わず 459万円

④ 1日平均5組以上

常勤職員を配置する場合 8, 714, 000円

非常勤職員のみを配置する場合 5, 521, 000円

(2) 加算分

子育て支援活動の展開を図る取組

託児事業について、週5日以上実施し、かつ託児事業担当の職員を1人以上配置すること。

年間利用者数により以下のとおりとする。

① 年間240人未満 1, 097, 000円

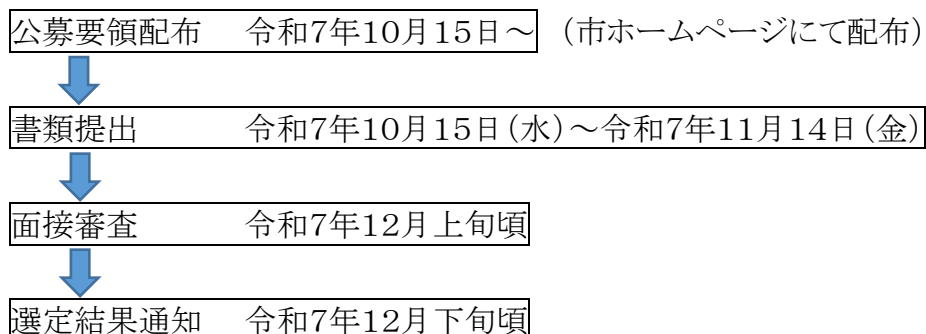
② 年間240人以上480人未満 2, 195, 000円

③ 年間480人以上 3, 247, 000円

7. スケジュール

次のスケジュールで、運営事業者を選定する。

※今後の状況により日付は変更となる場合があります。



事業者決定後は、次のスケジュールで実務を行う。

令和8年中 事業開始予定施設への実務支援

※事業内容・補助金の申請等について説明(こども保育課)



令和8年3月 佐倉市・千葉県への事業開始届出・事業開始準備

- ・ 市への開始届出の提出・内容確認(こども保育課)
- ・ 県への開始届出の内容確認(こども政策課)



令和8年4月 千葉県への開始届出の提出・事業開始

- ・ 千葉県子育て支援課宛に開始届出の提出(こども政策課)
- ・ 地域子育て支援拠点事業の開始

問い合わせ先

〒285-8501 佐倉市海隣寺町 97 番地

佐倉市こども支援部こども政策課

043-484-6139(ダイヤルイン)

メールアドレス kodomoseisaku@city.sakura.lg.jp